



連邦中小企業庁前で

# 「先進 A 国」の活路は 中小企業が拓く

弁護士 加藤洪太郎

『中小企業の活路を視野広く見い出す』ことを目的とし、昨年（2010年）秋、中小企業家同友会全国協議会の米国視察団に同行。この目的のために、これまでにも94年のサードイタリアとスイス、99年の米国、02年と08年のEU、等々の調査行を重ねて参りました。

共通していたのは、欧米先進諸国が既に80年代から、大企業による大量生産基地としての地位を

日本や韓国に奪われ、大幅な雇用喪失に陥ったこと。その結果、雇用の主要な担い手が中小企業に移つた事実でした。

今回の米国訪問でも、連邦中小企業庁（SBA）から受けた同様の説明の内容が、訪れたアーリントン経済開発公社（ワシントンDC）、全米女性経営者協会ニューヨーク支部、中小企業育成センター（ニューヨーク）そしてジェトロ（同）などとの交流によつても裏付けられ、「先進諸国」の大勢を強く実感。

特に、「この間、アメリカ人の思考方法が大転換。大企業は浮沈が大きく嫌いだ。反面、中小企業は地元の雇用を維持するので好き、となつた。」とのSBAの報告はとても印象的でした。

「今日の米国は明日の日本」は幾度も経験してきたこと。

『大量生産の基地がアジア各国に移転を余儀なくした後の新しい日本経済の担い手は中小企業。それこそが日本経済の根幹である』『中小企業の活路は、その使命を自覚して自社を変革することにある』筆者も参画する同友会の『中小企業憲章』推進運動はこの様に提起し続けてきています。

当事務所の佐久間弁護士や北村・川口・夏目・小田・漆原・中山・安本・伊藤など中堅・若手の弁護士有志とともに取組中の我らが『中小企業支援法務部』も、この方向に活路を見いだす基本を踏まえて使命を果たしたいと、決意も新たに新年を迎えております。